

障害福祉・介護保険事業サポート 料金表

R7.8.1現在

基本料金			料金(税込)
設立・申請サポートパック 今から法人を設立する場合	通所系サービス 放課後等デイサービス 児童発達支援 就労継続支援B型 老人デイサービス等	通所系事業所指定申請 + 合同会社設立 (税務顧問あり)	386,000
		(税務顧問なし)	441,000
		通所系事業所指定申請 + 株式会社設立 (税務顧問あり)	517,000
		(税務顧問なし)	572,000
	訪問系サービス 居宅介護 重度訪問介護 訪問介護 訪問看護等	訪問系事業所指定申請 + 合同会社設立 (税務顧問あり)	276,000
		(税務顧問なし)	331,000
		訪問系事業所指定申請 + 株式会社設立 (税務顧問あり)	407,000
		(税務顧問なし)	462,000
指定申請サポートパック すでに法人をお持ちの場合	通所系サービス	通所系事業所指定申請 (税務顧問あり)	275,000
		(税務顧問なし)	330,000
		※同時申請時 多機能型(障害福祉2事業または児童福祉2事業)	+ 88,000
		※同時申請時 多機能型(障害福祉事業と児童福祉事業)	+ 175,000
		※同時申請時 (介護保険)総合事業 予防専門型以外(1事業につき)	+ 55,000
	訪問系サービス	訪問系事業所指定申請 (税務顧問あり)	165,000
		(税務顧問なし)	220,000
		※同時申請時 訪問介護(介護保険)と居宅・重訪(障害福祉)の並行申請	+ 77,000
		※同時申請時 (障害福祉)移動支援サービス登録申請 ※名古屋市内在限	+ 55,000
		※同時申請時 (介護保険)総合事業 予防専門型以外(1事業につき)	+ 55,000
		※同時申請時 (介護保険)訪問看護 基準届出・指定医療機関届出	+ 77,000
	居宅介護支援	居宅介護支援事業所指定申請 (税務顧問あり)	110,000
		(税務顧問なし)	165,000
	グループホーム (障害福祉のみ)	共同生活援助事業所 (税務顧問あり)	330,000
		(介護サービス包括型・外部サービス利用型のみ) (税務顧問なし)	385,000
	介護タクシー	一般乗用旅客自動車運送事業 (税務顧問あり)	330,000
		(福祉輸送事業限定) (税務顧問なし)	385,000

※介護保険事業の新規指定申請には、上記料金のほかに、申請窓口へ納付していただく申請手数料(3万円)が別途必要になります

※介護保険のグループホームについては請負をしておりません ※就労継続支援A型の申請には、別途追加料金を申し受けます

オ プ シ ョ ン			料金(税込)
税 務	税務顧問	開業後も経理・税務面でしっかりサポートいたします。 (設立日～3か月)	※月額22,000～
		(4か月目以降)	※月額33,000～
※上記は一例です。面談頻度や事業規模に応じて、月額顧問料や割引期間は変動します。 ※決算料や年末調整代等は上記金額に含まれておりません。別途申し受けます。			
設立時 手続	資金調達(借入)	事業計画書作成のお手伝いをいたします。 着手金82,500円＋※借入額の3.3%(16.5万円～) ※税務顧問ご契約の場合は、第1期の決算報酬から着手金以外の費用を控除いたしますので、実質着手金のみとなります。	
	税務署届出	法人設立届・青色申告等税務書類の届出を行います。 (税務顧問あり)	無料
		(税務顧問なし)	33,000
	会社印鑑	会社ご実印・銀行印・角印をスピード作成いたします。	16,500～
社会保険	労働保険	労働保険・雇用保険の加入手続を行います。(介護事業は加入が必須となります)	55,000
	社会保険	社会保険加入(健康保険証発行)手続を行います。	55,000
助成金	助成金受給	キャリアアップ助成金・介護福祉機器等助成など 着手金55,000円＋助成額の33%	
登 記	定款目的変更	幅広い介護事業が行えるように、定款の目的変更を行います。	77,000
	増資手続	資本金の増資手続を行います。	別途見積
保 険	賠償責任保険	万が一の事故に備えて、福祉事業者賠償責任保険の加入手続を行います。	保険料実費
送 料	赤レターパック	送料が別途必要になります。 (600円/通)	送料実費

ホームページ <http://www.kaigo-nagoya.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目7番26号 ACAビル3F (地下鉄久屋大通駅1番出口、徒歩5分)

TEL 0800-888-1600 FAX 052-973-3904



株式会社 ビジネスサポート



税理士法人川崎会計事務所

この報酬額はR7.8.1現在のものです。ここに記載されている報酬額が改定されている場合があります。詳細は面談時等にご確認下さい。